令和7年3月11日

# 令和7年度所有者不明土地等対策モデル事業に関する 事務事業を実施する者の公募に関する公示

国土交通省不動産・建設経済局土地政策審議官部門

土地政策課長 髙山 泰

次のとおり、所有者不明土地等対策モデル事業に関する事務事業を実施する者の公募について公示します。

- ※ 本公募は、所有者不明土地等対策モデル事業(所有者不明土地等の利活用又は管理に関し先駆的に事業 化し、その効果の検証を通じて他の参考となる知見を提供する事業。以下「モデル事業」という。)に 関する事務事業を実施する者を公募するものです(モデル事業の実施に対する補助を受けようとする事 業者の募集については、この公募による事務事業を実施する者の特定後に実施する予定です。)。
- ※ 本事業は、令和7年度予算によるものであり、令和7年度予算成立等が事業実施の条件となります。また、予算等の成立状況によっては、採択が遅れること等がありますのであらかじめご了承ください。

#### | 事業概要

- (1) 事業名称:令和7年度所有者不明土地等対策モデル事業に関する事務事業
- (2) 事業目的:本事業は、モデル事業の選定、実施する者へ補助金の交付及び実施に関する評価等を実施する者に対し、国が必要な費用を補助することにより、事業の円滑な実施を図ることを目的とする。
- (3) 事業内容:
  - ①モデル事業の対象となる取組に関する公募・審査・選定の補助・事業の実施
    - ・募集要領・様式の整備
    - ・モデル事業を行おうとする者からの提案の受付
    - ・学識経験者等で構成される有識者委員会の運営、モデル事業を行おうとする者からの提案内容についての総合的な評価及び評価結果の国土交通省への報告、有識者委員会による講評及びモデル事業を実施する者の事業概要を取りまとめた一覧の作成
    - ・モデル事業を実施する者に対する技術的な支援
    - ・中間報告会及び成果報告会の実施・運営
  - ②モデル事業を実施する者に対する補助金交付等に係る次の業務
    - ・補助金交付申請の受付・審査、交付決定
    - ・完了実績報告の受付・審査、補助金額の確定
    - ・補助金申請の受付・審査、補助金支払いの実施
    - ・事業実施後の補助要件への適合確認(管理状況の把握等を含む。)
  - ③上記①及び②に係る問合せの対応、データ管理 等 (事業内容の詳細については、説明書を参照)

### (4) 事業期間

事業期間は、次のとおり予定している。

## 2 補助対象事業者の要件

- (1) 事務事業の実施に関する計画が適切なものであること。
- (2) 事務事業を的確に遂行する技術能力を有し、かつ、事務事業の遂行に必要な組織、人員を有していること。
- (3)事務事業に係る経理その他の事務について適確な管理体制及び処理能力(会計帳簿、監査体制、検査体制等)を有していること。
- (4) 事務事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (5) 事務事業を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有していること。
- (6) 事務事業において知り得た情報の秘密の保持を徹底すること。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## 3 手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 中央合同庁舎第3号館4階

国土交通省不動産・建設経済局土地政策審議官部門土地政策課 担当:濱田、澤田

TEL:03-5253-8290(内線 30635) FAX:03-5253-1558

MAIL: (濱田) hamada-k2mu@mlit.go.jp (澤田) sawada-n2es@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び場所

交付期間:令和7年3月 | 日(火)から令和7年3月21日(金)まで

(ただし、土・日曜日及び祝日を除く毎日 10 時 00 分~18 時 00 分)

場 所: (I)に同じ。ただし、紙での交付を希望する場合は、あらかじめ(I)の担当まで事前連絡を行うこと。また、メールでの交付を希望する場合は(I)の担当にメールで連絡すること。

(3) 申込書の提出期限、場所及び方法

提出期限:令和7年3月24日(月)17時00分

場 所:(1)に同じ。

方 法:持参、書留郵便又は電子メールのいずれかの方法による。

- ・電子メールの場合は、送付から2日以内に、担当部局から受領の返信がない場合、上記の電 話番号へ連絡すること。
- ・提出期限までに到達しなかった申込書は無効とする。

#### 4 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置について

(I) 本事業満了までの間において、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否する こと。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこ

- と。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。
- (2) (1) により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告すること。
- (3) (1) 及び(2) の行為を怠ったことが確認された場合は、交付停止等の措置を講じることがある。
- (4) 本事業満了までの間において、暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の 被害が生じた場合は、担当部局と協議を行うこと。

## 5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 申込書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された申込書は、当該申込者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 申込書に虚偽の記載を行った場合は、当該申込書を無効にするとともに、記載を行った申込者に対して 補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採択された申込書は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 II 年法律第 42 号)に基づき、開示請求があった場合、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採択されなかった申込書は原則破棄する。なお、返却を希望する場合は、申込書を提出する際に、その旨を申し出ること。
- (7) その他の詳細は説明書による。